

内

反別八百參拾四町四畝廿五歩

久畠村外六ヶ村

地価千五円七拾弐錢七厘

反別五百拾町七反四畝四歩 栗尾村外二ヶ村

地価六百七拾九円九拾參錢九厘

學校区域

一、學校尋常小學校

内

久畠尋常小學校 久畠・後・東中・小坂

大河内・藥王寺・佐田 七ヶ村

平田尋常小學校 栗尾・平田・正法寺三ヶ

村

理 由

去ル明治廿弐年町村制実施現今ノ高橋村一村
ノ発令相成候當時ヨリ既ニ土地不便自然人情

ノ異ルヨリ到底将来連合維持の見込無く候而
其際本村請願委員ヲシテ郡衙及本廳へ上縣事
情陳述出願仕候□□願意採納無ク遂ニ今日迄
依然年月日ヲ経過仕候處其間農工商業ニ就キ
公共事業ヲ計畫發達ヲ計ラントスルモ常ニ七
ヶ村ト三ヶ村ノ間軋轢甚シク更ニ團結一致事
ヲ為スノ事實ナク甲唱乙駁水炭相容レザルノ
有様ニテ大ニ本村内事業ノ發達利益ヲ害シ村
治上不利不鈍到底連合ノ見込無ク依テ今般本
村會ノ決議ヲ經其筋へ請願セントス。

結局これらの議案は成立せず、從來通り高
橋村の行政区域として存続することとなつた。

6、明治二〇年代の村民生活の一面

明治二〇年(一八九七)は不況の年で、義務教育が発足して以来の児童の就学率が四五%に低下した。もつとも実際の通学率はもつと低下し、岩波総合年表は二七%程度であったとのべている。そのようであつたから、自作農から小作農に転落するものも多く、全国の耕地面積中小作地の割合は、明治二六年(一九〇三)の三六・七%から、三九・三%と二・六%も増加した。

この年の九月の佐々木村の資料によると、村内の煙草作付面積は次表のようで、山村の副業として煙草が栽培されていたことを示している。

図表47・佐々木村煙草作付取調表

合計	字番	地目	反別	植村	作付区別	種類	乾採上月収	乾葉量目	地主氏名	耕作人氏名
川原田 二六四	田	一畝一七歩内 八步	六月	麦	丸葉	一〇月	九百匁	多根太郎左エ門	同上人	
(二六人の作付省略)										
六畝〇七歩 五月										
麦										
丸葉										
二十四十匁 四十匁										
二十人										
二十七人										

表中の乾上葉の二〇貫四〇匁は二一年三月の調であるが、地主は二〇人、耕作者は二七人で、作付反別六畝七歩、植付株数にして二一、二九七株が作付けされていた。

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

明治二十五年には鳥取県の老農中井太一郎が、はじめて廻転式の水田中耕除草機を発明し「太一車」として特許をとつた。したがつて但東町に普及するのはそれより後となつたが、この頃農村の慰安のため濁酒の自家製が行われるようになつた。但しこれは酒造法の関係もあつて届出が必要であつた。この届は「自家用料酒類製造見込石高届」の書式があり、「濁酒何斗、此の白米何斗、内蒸米何斗、麹米何斗、汲水何斗」と細く書き込む必要があり、製造着手年月日、製成の見込年月日をも記載することになつてゐた。同様酒粕から焼酎を製造する場合も届出を必要とした。

佐々木村に残る佐々木文書によれば、次のような自家用酒の製造免許願が兵庫県知事宛提出されている。

自家用料酒類製造免許願

私儀明治廿五年度自家用料のため濁酒製造仕度候につき免許鑑札御下渡被成下度別紙製造見込石高
届書添付此段相願候也

但馬国出石郡合橋村之内佐々木村

明治廿五年九月

農 多根 宇造

農 多根 太郎

農 福本為三郎

農 小山吉三郎

農 小山八太郎

農 樺本辰右衛門

農 樺本喜太郎

農 西 武兵衛

農 西川清左衛門

また、この頃は農村の娯楽は何もなかつたので、庶民の知恵で地狂言や手踊りが盛んとなつた。しかし、地酒を飲み、地狂言や、手踊りに熱中していると、つい夜更しをし、翌日の仕事に差支えるばかりでなく、いわゆる村の風儀を素し、堅実な農村の気風に悪い影響を与える一面もあつた。現在のような自由主義の時代で考えると、このような農村娯楽が、どの程度風儀を紊すものであつたか。むしろそのような自由放任の氣風を取締る明治政府の方針の方が主であつたかは知る由もないが、既に一八年頃から出石郡役所の告諭一号が次のように出されていた。

出石郡役所告諭第一号

旧来、地狂言又手踊と唱へ壯年の輩相集て、俳優類似の所作を企つる弊習有之に依り、去る明治十八年同廿一年諭達を発し是れが矯正を計りしに各町村に於ては其の規約を設け皆能く是を遵守して敢て違反するもの有を見ざるは、勤儉の道に於て其効果の著しき者なり、然るに其規約の期限漸く満つるに伴い、懶惰の徒、また、輩出して良民の子弟を煽動し地狂言を企つるもの有之、為に死灰再燃して従来の悪弊又、特に盛に發生せんとするの傾向あり、是等の為め有用の時日を無用に費し多額の浪費を投げ間接直接に殖産興業の發達を防ぐるのみならず、風俗を壞乱し子弟教育を害う等其弊害枚舉に遑あらざるべし、今若し速に此等弊風を洗除せんば将来如何なる困難に遭遇するやも計り難し、依て此際町村に於て厳重に申合せ相当の規約を締結し五カ年間右等の行為をなさざる様致すべし。

明治廿六年十二月十九日

出石郡長 谷野孝

これをうけて同年一二月二二日付で合橋村役場は「第八〇五号ノ一」で次のような示達を村内に出している。この年市町村立小学校教員の任用令が公布されたし、徴兵令によつて軍隊に入隊した兵士の月俸が、上等兵一円六四銭、一等卒一円二〇銭、二等卒九〇銭であつた。したがつて農村の風儀の取締りも厳重で、村役場が行政事務をしてこのような示達を出したことも当時の実情を忍ばせるものがあつたといえる。

一第八〇五号ノ一

地狂言又は手踊等の弊風矯正方の件に付、別紙出石郡役所告諭第一号の通り出石郡長より告諭の次第有之候に付ては之れが規約締結方法に付ては不日集会の上御協議可申告に候え共、豫て其村内人民へ貫徹候様汎く御示達置相成度此段申進候也

明治廿六年十二月廿二日

合 橋 村 役 場

役場印

7、資母村役場の発足と事務状況

明治四年一一月豊岡県の成立と共に資母村は第二大区の出石郡に属することとなり、西野々・東里・高竜寺や、木村・太田・中山・坂野・虫生・口藤ヶ森・中藤ヶ森・奥藤ヶ森・中赤花・畠山・日向は第四小区に坂津・口赤花・奥赤花は高橋村と合せて第五小区へ編入された。翌五年三月には豊岡県権令小松彰が「県令」に任せられたが一〇月には林茂平が権令に任せられた。この後新学制の成立と共に、町村事務としては、尋常小学校制の実施と各学校舎の建設計画に追われた。明治六年中山校、続いて太田校、七年には赤花校が開

設された。また、明治七年従来の「御領中山」「私領中山」の称を廃止し、中山に合併された。翌八年には中藤校を開設し、赤花校を早稲村に新築、続いて九年中藤校が新築された。

この年の八月豊岡県を廃し、兵庫県に合併され、資母村は県令森岡昌純の配下に属することとなつた。明治一二年一月まず西山員直が出石氣多郡長に任せられ、一〇月には郡役所が出石内町に置かれ、郡制が発足することとなつた。（氣多郡とは、こんにちの大体の日高町全域をいい、のち城崎郡となつた）

かくして明治一三年戸長役場の制度が改正され、八月には坂津外一七カ村戸長役場を中山に置き、出石郡第五戸長役場とし、戸長には今井甚兵衛が就任した。また、翌一四年一月中山村外一七カ村（現在の大字）の戸長に太田吉右衛門が就任した。この頃の県会議員には、一二二年二月橋本正隆が、一三年一二月には改選により今田禎次郎、一六年七月には今井甚兵衛が当選している。

一四年八月、口・中赤花を合併して赤花村とし、九月より各部落に戸長を置くこととなり、一六年七月各連合戸長役場を廃止し、事務を中山の第五戸長役場に引継いだ。一八年にはこの戸長に出石の倉谷多都志が就任、一九年兵庫県令内海忠勝が知事に就任した。二一年二月前記倉谷に代り今井甚兵衛が戸長に就任、明治二二年二月県令により町村区域並びに名称を改め、旧村名は大字となつた。かくて四月一日より町村制が実施され戸長役場を廃し資母村役場となり、今井甚兵衛が初代村長に就任した。また、二九年七月より郡制が施行され、翌三〇年三月大森鐘一が兵庫県知事に就任し、同年六月橋本江笠が村長、一〇月新井智三郎が出石郡長に就任、町村制、郡制、府県制による各首長が揃うことになつた。かくて資母村役場は三二二年三月中山に新築された。

また、明治三八年一月一一二月の資母村役場事務状況報告書により、当時の町村事務の状況を見れば次のようである。

第一號

事務状況報告書

明治三十八年一月ヨリ全十二月ニ至ル本村役場事務取扱ノ概略左ニ報告ス

一 同年中取扱事務件數左ノ如シ

一戸籍役場ニ關スル事務

七百十一件

二第一係事務

三千五百七十四件

三第二係事務

千六十三件

四第三係事務

百二件

一、明治三十八年中村會開會度數七回此日數二十二日

議了事件
二十八件

一、全年中有給吏員ノ勤惰ヲ調査スルニ總數壹千四百六十日内出勤數壹千百四十五日

一、欠勤日數六十七日一人一ヶ月出勤平均二十四日ナリ

一、本年ハ前年ニ引續キ時局ノ爲メ兵事ニ關スル事務ハ勿論其他一般の事務ニ至ル迄非常ノ繁劇ヲ極

メタリ

一、兵事事務ニ付テハ充員召集補充召集第一第二國民兵ノ召集戰死者ノ葬儀且ツ復員ニ關スル事務等

前年ヨリ一層ノ混雜ヲ感シタリ

一、戸籍勸業學事衛生稅務等ニ就テハ別ニ著シキ事業アラザルモ戰時ノ關係上諸般ノ事務ニ多忙ヲ來セリ又傳染病患者一人發生シタルモ幸ニシテ延蔓ニ至ラサリシ

一、徵收事務ニ付テハ年々未納者ノ多キヲ極メ大ニ手數ヲ増加セリ

右 報 告 ス

明治三十九年三月二十日提出

資母村長 太田吉右衛門

右明治三十九年三月二十八日認定

また、明治三九年四月一六日に提出された、資母村の「明治三九年度県稅營業稅等級定率表議案」は次の通りである。この議案は村議会で四月二〇日議定されている。当時の個別的な營業者、職人の部落別分布を知り得る興味のある資料といえる。

明治三九年度

県稅營業稅等級定率表

出石郡資母村役場

參 等 壱 ケ

明治三十九年度商業稅定率表

等 級 定 率

五 等	四 等	七分五厘
四 分 五 垢		

貳 等 壱 ケ 五 分

明治三十九年度縣稅營業稅等級表

商 業

物品販賣業

壹 等

酒菓子小賣兼飲食店

木 高木吉藏
木 嶋田庄右衛門

牛馬賣買

太田 塩川 藤吉
木 渡辺 茂七

穀物小間物煙草石油小賣 中山 渋谷 文吉

全 加藤清右衛門
全 渡辺 茂七

貳 等

酒下駄小賣

中山 渡邊庄太郎
赤花 奥田 すな

石油小賣

木 赤花 奥田 すな
木 太田作次郎

小間物小賣

中山 渡邊庄太郎
赤花 渋谷 力造

牛馬賣買

中山 田中 廣造
赤能勢 長吉

全 等

小間物小賣

牛馬賣買

赤花 本田 安平

中山 渡邊 長藏

雜品小賣

中山 渡邊秀藏
坂野 五十嵐喜平次

菓子小賣兼飲食店
牛馬賣買

中山 渡邊足田 太藏
口藤 松本源助

豆腐小賣

虫生 山本善左衛門
虫生 山本菊吉

生糸小賣

虫生 山本庄太郎
赤花 澤田 和藏

石油鹽小賣

虫生 山本庄太郎
赤花 岩吹喜十郎

牛馬賣買

高龍寺 澤田 和藏
坂野 下工垣 太七

菓子小賣兼飲食店

太田 上脇 伸平
坂野 下工垣 太七

菓子小賣

虫生 山本庄太郎
赤花 岩吹喜十郎

米酒小賣

虫生 山本庄太郎
赤花 岩吹喜十郎

口藤 安達彌右衛門

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

第五章 現代における旧三村の成立

全	宿屋業	等	等	質屋業	貳	壹	金錢貸付業
四	宿屋業	全	全	宿屋業	壹	宿屋業	質屋業
三	宿屋業	等	等	宿屋業	等	宿屋業	貳
全	宿屋業	等	等	宿屋業	等	宿屋業	壹

木	虫生山本孫平	中山渋谷長一郎	中山今出嘉平	畠山今井幸右衛門
畠山	太田塩川吉左衛門			
中山	澤田佐太郎			
渋谷	今井久左衛門			

中山 渡邊 秀藏
中山 浩谷卯之助
中山 上田安右衛門
中 山 定 貳 壹 分 分 五 八 五 分 一 ケ 分 一 ケ 率

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

全	全	米穀搗碎業	籠類製造	參	貳	全	織物業	米穀搗碎業	縮緬製造
全	四	等	等	等	等	全	織物業	入歯製造	全

全	中藤	赤花	中山	虫生	太田	中山	橋本	中山	虫生	中山	烟山	羽尻	三郎
全	清水	小畠	小西	渋谷	今田	大江	山本	岩藏	渡邊	古川	福田	季藏	源太
嘉蔵	徳三郎	亀次	孫兵衛	禎次郎	乙吉	長次	乙吉	貞藏	辰藏	辰次郎	西野々		

全	染物職	全	鍛治	左官	屋根職	參	石工	大工	貳	左官	全	時計修復業	五等
全	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	壹	職工	

坂	中	口	虫	口	坂	西野々	太田	中山	木	中山	渋谷	茂市
野	山	藤	生	藤	野	今井	岸田	宮出	高木	岸田	嘉藏	多藏
藤	渋	石	山	足	小西	榮藏	嘉藏	寅藏	多藏	嘉藏		
田	谷	田	本	田	鉄吉							
岩	伊	幸	仙	豊	萬吉							
吉	六	吉	吉	藏								

四	全	大	工
	染物職	大工	等
	鍬風呂職	大工	
	中藤 加藤 文吉	中藤 加藤 文吉	赤花 石田 和平
	高龍寺 澤田 万吉	高龍寺 澤田 万吉	烟山 橋本 萬吉
	奧藤 渋谷 源藏	奧藤 渋谷 源藏	赤花 石田 和平
	中藤 和田 忠吉	中藤 和田 忠吉	烟山 橋本 萬吉
	中山 藤原 吹春吉	中山 藤原 吹春吉	赤花 石田 和平
	赤花 本田 平吉	赤花 本田 平吉	赤花 石田 和平
	全能勢 仲藏	全能勢 仲藏	全能勢 仲藏
	筑部勇太郎	筑部勇太郎	筑部勇太郎
雜種稅	雜種稅料理屋以下七種定率表	東里	東里
貳等	壹ヶ五分	石工	石工
參等	八分	鍛治	鍛治
稅	八分	桶屋	桶屋
		石工	石工
		表具職	表具職
		一等	一等
		貳等	貳等
		參等	參等
		大工	大工
		等	等

飲食店
貳等

西野々角井清助

理髪人
貳等

中山田中貞藏

赤花小西仲平

全山岡安太郎

東里下中友藏

坂野五十嵐音松
中山岩吹房造

畠山小牧才吉

8、基本財産積立と起債

また、当時の基本財産の積立及び保管方法については、明治三四年の高橋村における次の記録がある。また、同年高橋村が久畑学校区の借入金の方法について議決したものがある。これは現在の町村の起債の方法を村議会で議決したものであつて、当時の村の借入金は、このような方法で議決して決定したことが知られる。

高橋村基本財産積立金保管方法

議決書

一金貳百五拾円

一久畑尋常小學校々舎改築費支払ノ為メ久畑區へ村長名ヲ以テ貸付ヲナスモノトス

一、前項利子金ハ壹ヶ年壹割貳分トス

一、前項利子金ハ年度ノ計算ニヨリ高橋村ニ収入スルモノトス

理由

本積立金ハ兵庫縣農工銀行株券払込積立金ニシテ明治三十四年度第四回払込高橋村有百株ニ對スル金五百円払込額ヲ既ニ徵收シタルニ本行ヨリ半額払込ノ通知ヲ受ケタルニヨリ過剩金ヲ生シタリ依テ一時之レヲ積立置キ次回払込ニ充用セントス

右之通候也

出石郡高橋村長

明治三十四年七月十六日

淀徳太郎

久畠區借入金方法議決寫

明治三十四年度

- 一、久畠尋常高等小學校々舎改築費ニ充ツベキ借入金ハ支払ノ必要ニ應ジ現金不足ノ時借入ルモノトス
- 一、借入金利子ハ月壱歩貳厘以内トス

- 一、借入方ハ利子ノ安キモノヲ便宜借入ルモノトス

- 一、借入金證書ハ村長名ヲ以テ附與スルモノトス

- 一、借入金利子ハ年度ノ計算ニテ支払スルモノトス

9、総代と総代会事務の概要

当時の村行政は、末端の行政伝達機関として各部落に、その部落の代表者である「総代」を置き、重要な伝達事項や協議・同意を要する事項はその総代会を召集してそれを実行に移した。町村によつては里長又は

里長会というものもあつた。この総代会の事務事項は、自治行政の議決機関である「村委会」と区別され、その事務の範囲は豫め決められていた。高橋村の総代事務の概要は次のようであつた。

高橋村総代事務概要（明治四四年二月）

衛生組合規約ノ励行 産前産後ノ注意 産婆

一、勧業ニ関スル件

米麥種子塩水撰 共同苗代組合ノ發達

ノ取締 酒交盃禁止

一、兵事ニ関スル件

稻ノ正条植 麦ノ黒穂拔採 緑肥栽培
害虫駆除予防 堆肥舍建設 薪菜栽培ノ改良
蚕業組合 蚕種共同購入 蚕種寒水撰及び貯
藏 蚕種共同催青及稚蚕共同飼育 蘭共同販
売 桑園改良 尺とり虫駆除

ノ取締 酒交盃禁止

一、教育ニ関スル件

入学督励 就学兒童欠席セザルヨウ父兄ヘ注意
ノコト

一、神社寺院ニ関スル件

基本財産積立 社寺修繕並ニ境内清潔ノコト
ト・氏神祭典寺院説教ノ際注意

一、戸籍ニ関スル件

基本財産寄付 青年男女補習教育ノ実施獎励
一、衛生ニ関スル件
春秋二期清潔 種痘接種 赤痢 コレラ 肺
結核 トラホーム 其他伝染病ノ注意
届出注意 絶家再興 出入寄留者届出

一、納税二関スル件

納税準備 納期ノ注意 納税組合

一、勤儉貯蓄ノ獎励

村經濟ノ状況 負債入質注意 生産消費ノ調査

組合貯金据置貯金

一、基本財産二関スル件

其ノ目的ト急務 其ノ増殖ト管理

一、林野ニ関スル件

山林植樹 草刈山ノ区分ト整理 公有林野ニ

対スル注意 火災ノ警戒 開墾ノコト 濫伐

ノ注意

一、土木ニ関スル件

道路修繕 路傍ヲ物置、物干ニセザル注意

堤防修築 河川掃除 冬期道路ノ雪除

一、度量衡ニ関スル件

修繕、破損、汚染等ノ注意

出産、売買、交換、弊死届出（七日以内）

産牛馬組合規則

一、土地ニ関スル件

売買相続其他登記ノコト 分裂・開墾・地

目変換 暗渠排水

一、火災ニ関スル件

過失ノ注意 消防組合 消防上ノ注意

一、救護及び寄付

貧民救護 罷災 公共上ノ注意

一、風儀ニ関スル件

冠婚 葬祭 交際 芝居 集合

一、未成年者禁煙禁酒ノ件

一、法令規則ノ發布改正ノ件

一、諸団体ニ関スル件

敬老会 報徳会 主婦会 青年会 処女会

教育会 産業組合

以上の注意事項

一、役場ヨリ各総代宛通達セシ文書ハ直チニ検閱シ、通達・論告・調査等ノ区別シ、期限内ニ速カニ処理スルコト

一、スペテ書類は一切完全ナル綴込ヲナシ永久ニ保存スベシ

保存スベシ

一、公務ヨリ回答及報告ヲナシタルトキ、其ノ他重要ト認ムル発送書類ハ必ず副本ヲ保存スルコト

一、共議費は一月中ニ予算編成シ、二月中ニ前年度ノ決算ヲ報告スルコト

ト

一、スペテ会議は議事録ヲ設ケ、会議ノ要項ヲ記録シ、永久保存書類トナスコト

一、財産及ビ備品台帳ヲ設ケ一切ノ財産及ビ備品ヲ登録シ明白ニ整理スルコト

一、総代ノ任期ハ三カ年以上タルコト

10、高橋村県税・商業税等賦課表

村行政にとつて税収は大きな問題であつた。したがつて高橋村における明治三八年度の県税、商業税賦課についての村役場の議定資料をみれば次のようにある。この資料も当時の賦課基準によつて原案が作成され、村議会に計つて決定された公文書で、明治三八年当時の高橋村の個人別の経済状態、商業、営業状況を知りうる興味のある資料である。この資料はこれら県税、商業税の賦課を通して、当時の村民所得の実状を物語つていると同時に、当時の村内の宿屋、物品販売業の分布、営業状況等を知ることができる。

まず議案の一號からみれば次のようである。

第一號

明治三拾八年度縣稅商業稅賦課額

一金七拾貳圓七拾五錢

高橋村

但明治參拾八年四月壹日現在物品販賣業八拾六人雜商業壹人

宿屋業拾人計九拾七人

壹人二付金七拾五錢

等級										業目		壹人負擔歩合		壹人負擔額		人員		稅額	
五	五	四	四	三	三	二	二	一	一	物品販賣業	全上	二、〇	一、六	一、二〇〇	一、二〇〇	九	六	九〇〇	九〇〇
雜商業	物品販賣業	宿屋業	物品販賣業	宿屋業	物品販賣業	宿屋業	物品販賣業	宿屋業	全上	壹人負擔步合	壹人負擔額	壹人負擔步合	壹人負擔額	人員	稅額				
八	八	一、〇	一、〇	一、二	一、二	一、六	一、六	一、六	一、六	一、〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
六〇〇	六〇〇	七五〇	七五〇	九〇〇	九〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	人員	稅額	人員	稅額						
一	一四	二	二六	二	八	三	九	九	九	人員	稅額	人員	稅額						
六〇〇	八	一	一九	一	七	三	一〇	一〇	一〇	稅額	人員	稅額	人員						
六〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	八〇〇	八〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	人員	稅額	人員	稅額						

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

しても、一寸した宿場まちの形をしていたことが明らかである。次に個別的な県税、営業税の等級別人名をみれば次表のようである。資母村の場合と同様、現在戸主の祖父に当る人もあるし、現在も稼業を継いでいる家もある。また、既に故人となり、家もなくなっているものもある。人名がわかれれば店や家の分布も知られるはずである。したがつてこの当時のことを覚えてい人のあって、当時の村の地図の上にこれらの営業者の所在地に印をつけてゆけば当時の村の商業営業分布図が復元できるはずである。この意味でも興味のある資料といえる。

次に個別的な県税、営業税の等級別人名をみれば次表のようである。資母村の場合と同様、現在戸主の祖に当る人もあるうし、現在も稼業を継いでいる家もあるう。また、既に故人となり、家もなくなっているのもあろう。人名がわかれれば店や家の分布も知られるはずである。したがつてこの当時のことを覚えてい人があって、当時の村の地図の上にこれらの営業者の所在地に印をつけてゆけば当時の村の商業営業分布図が復元できるはずである。この意味でも興味のある資料といえる。

とくに一〇軒の宿屋営業の分布図などが再現できれば高橋村の宿場的特質が明らかにされると共に、これ

明治三拾八年四月二十日提出

高橋村長 淀徳太郎

計	七	六	六
物品販賣業	宿屋業	物品販賣業	
	四	六	六
	三〇〇	四五〇	四五〇
九七	九	三	一四
七二	二	一	六
七五〇	七〇〇	三五〇	三〇〇

ら営業の存在を通じて、往来宿泊人口も相当あつたことが知られる。

明治二十八年度縣稅營業稅等級人名

貳等	桑垣辨次	山田吉平	武田市次	數森九郎	大谷菊松	杉山利七
貳等	物品販賣業	九人				
平石	龜太郎	西垣萬吉	小山元七	小山儀右衛門	大橋安之助	
石田	源次	田中直右衛門	杉山富造	安井衆次		
小山	稠吉	西垣萬藏	板生安太郎			
坂本	太平次	森下初太郎	奧田吉次	淀德太郎	小西磯吉	
中易	寛	小西梅造	石坪常太郎			
安井	與三郎	大谷彌平				
參等	宿屋業	貳人				
參等	宿屋業	貳人				
四等	物品販賣業	貳拾六人				
中川	常藏	田畠藤兵衛	中島忠治	浅田太左衛門	足立伊兵衛	

第三節 町村制の成立と旧三村の発足

六等宿屋業參人
坂本吉五郎 藤田佐吉 桑垣松三郎
七等物品販賣業九人
木村仙吉 山下平四郎 桂造 松本彌吉 岸本伊三郎
小西卯助 衣川作平 川中定平 大月寅吉

次に第二号議案による県税工業税賦課表についてみれば次表のようである。もちろん現在の「工業」の概念と異り、相当広範囲の工業が含まれていることが知られる。とくにその職工が含まれているのが特色である。

第二號

明治三拾八年度縣稅工業稅賦課額

一金五拾九圓拾五錢

但明治參拾八年四月壹日現在製造業貳拾參人
職工六拾八人計九拾壹人

壹人負擔歩合

壹人賦課額

人員

稅額

高橋村

一	一	等級	業目	壹人負擔歩合	壹人賦課額	人員	稅額
職工	製造業						
一、六	一、六						
一〇四〇	一〇四〇						
六	三						
六二四〇	三一二〇						

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

壹等職工人六人
壹等製造業參人
桑井友吉 奥西伊七 倉橋平造

次に個人別等級別人名表をみよう。

明治三十八年度縣稅工業稅等級人名

明治三十八年四月二十日提出

高橋村長

淀徳太郎

計	五	五	四	四	三	三	二	二
	職工	製造業	職工	製造業	職工	製造業	職工	製造業
	六	六	八	八	一、〇	一、〇	一、二	一、二
	三九〇	三九〇	五一〇	五一〇	六五〇	六五〇	七八〇	七八〇
	九一	七	四	一五	六	二七	七	三
	五九	二	一	七	三	一七	四	一〇
	一五〇	七三〇	五六〇	八〇〇	一二〇	五五〇	五五〇	三四〇

			參	參	貳	貳	
大月元	夜久平	小山常次郎	中島清太郎	數森藏	西垣萬吉	岸木百太郎	山田嘉平
堀道下	橋鶴菊	大山瀧藏	山島造	中島染	西藤吉	本房	田庫藏
研谷小	道菊佐	道下伊	山中仲太郎	中龜藏	垣萬吉	松本	百太郎
惣七	吉三郎	平	中人	三吉	吉	七	工
荒井民	道下松	木村	中山田	森	塙吉	藤松	岸本
藏	松造	武喜	山田	染	吉	井人	桑田
		水谷				井上	田嘉
		田喜				熊常	平
		寺本				吉	三
		尾崎					郎
		木村					久
		崎岩					三郎
		本岩					久三郎
		喜吉					久三郎
		平吉					久三郎

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

同様に第三号議案の県税雜種税、理髮人税の賦課表をみよう。この当時から村の理髮店、但東町の言葉をもつてすれば「散髮屋」は、若い青年の集会所でもあり、一種の情報所でもあつた。そこからつねに新しい情報が村中に拡がつていつたし、為政者や権力者に対する批判も行われた。その散髮屋が明治三八年の高橋村内に五人、五軒あつたのである。この分布図も、昔の集会所、情報源の分布を知りうる資料といえる。

第三號

明治三拾八年度縣稅雜種稅理髮人稅賦課額

一金參圓七拾五錢

但明治參拾八年四月壹日現在五人

壹人二付金七拾五錢

高橋村

計	三	二	一	理髮人	業目	等級	壹人賦課額	
							人	員
	全	全	上	上	九〇〇	九〇〇		
	六〇〇	七五〇						
	五	一	三	一			稅	
								額
	三				二	二		
	七五〇	六〇〇			二五〇	九〇〇		

明治三拾八年四月二十日提出

高橋村長

淀德太郎

壹等壹人

明治二十八年度縣稅雜種稅理髮人稅等級人名

貳等參人

藤田佐吉

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

武田 稲太郎 永 棟 米 吉 谷 潤 藏
参 等 壱 人
森 友 し ず

第四號

明治三十八年度縣稅營業稅雜種稅新規開業者賦課方法

一、商工業新規開業者ハ左記ノ區別ニヨリ賦課ス

商業ハ商業既定ノ四等額

工業ハ工業既定ノ五等額

一、雜種稅中料理屋以下新規開業者ハ四等地ノ賦課額ヲ課ス

明治三拾八年四月二十日提出

高橋村長 淀 徳 太 郎

11、合橋村商業稅等賦課表

次に同様明治三九年度の合橋村における商業稅等の賦課議案についてみよう。原文は和紙に活版で印刷されており、訂正は朱で行われている。しかし、訂正は斜線で表わし、朱書の箇所は同じ墨字で示せば次のようである。合橋村のこの文書は第六号議案となつている。

第六號

明治三十九年度商業稅法歩合議案

七	六	五	四	三	二	一	等級	人員	歩合	税率	合計歩合	合計金額
一〇	八	一〇	五	二	八	四						
二五	二八	三四	四一	五一	七五	一〇〇						
六五八〇	七主五〇	九一〇〇	木九〇〇	三木九〇〇	九〇木九〇〇	六主六〇〇						
二五〇	三三四	三四〇	二〇五	五七二	六〇〇	四〇〇						
木六	五六	九一〇〇	五五〇〇	十四五〇〇	十一五六〇〇	十七〇七〇〇						
五八〇〇〇〇	八四〇〇〇〇	九一〇〇〇〇	三四五〇〇〇	九一八六〇〇	六木〇〇〇〇	四九八〇〇〇						

明治三十九年四月一日現在人員百參拾人
一金九拾七圓五拾五錢

甘九出石郡合橋村
但四等地壹人二付平均七十五錢

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

貳	家	計	七	七	等
太	三城	四	宗	人	
田	田	人	七		
辨	龜				
藏	吉				
宮	宮	仲	宮	鐵	
嶋	嶋	古谷	嶋	藏	
宗	宗	仲	多		
左衛門	左衛門	藏	田		
			藤		
森	森		藏		
井	井				
宗	宗				
右衛門	右衛門				
上	上				
田	田				
磯	磯				
吉	吉				
大	大				
石	石				
元	元				
平	平				

但シ新タニ開業スルモノハ六等ノ課率ヲ以テ賦課ス
次に等級議案をみれば次表のようである。

計	一〇	九	八
一二九	三四	二三	一七
	一一	一七	三一
	二九〇	四五〇	五九〇
三、 七六 三〇	三七四	三九一	三七四
九七	九	一一〇〇	一九〇
五〇〇	八六〇	一二五〇	八六〇三〇

六		五		四		參				
初	等	計	井	太	大	近	廣	廣	等	計
田	等	計	上	右	石	本	石	谷	等	八
宇	人	拾	三	德	德	清	和	藤	人	人
吉			兵	達	造	藏	助	藤		
岸			南	山	永			垣		
下			口	本	井			日		
鶴			佐	政	竹			足		
太			喜	右	藏			本		
尾			藏	衛	藏			辨		
上			岩	上	廣			藏		
大			岡	田	瀬					
太	太	郎	出	伸	市	太	宮	宮		
田	孫	門	忠	太	太	郎	田	嶋	嶋	
小	右	門	藏	又	仲	郎	ふ	兵	兵	
山			富	右	太	郎	き	吉	吉	
米			嶋	衛	太	郎				
造			兵	三	吉	森				
			吉	郎	吉	脇				
					川	吉				
					亀	三				
					吉	郎				
						庄				
						七				
							小	本		
							田	田		
							宇	作		
							三	太		
							郎	郎		

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

九			八			七			本		
關	柳	家	西	小	山	奥	南	立	山	市	太郎
川	本	城	川	西	本	川	田	石	本	八	人
仙	竹	八	藤	順	清	清	初	藤	宇		
吉	造	藏	吉	治	藏	次		之	平		
山	森	瑜	仲	小	福	永		井	上	關	口
根	稻	伽	古谷	山	田	井		田	幾	佐	嘉
金	稻	善	力	幾	金	梅		上	左衛門	藏	藏
造	吉	藏	藏	造	太	治		牧	太郎		
小	森	伸		井	京	橫		大	中	岩	出
山		古谷		上	川	山		石	政	忠	藏
長	伊	新左衛門		信	市	源		與	造		
太	太	郎		造	松	作		太			
中	岡	間		稻	竹	大		森	清	宮	嶋
田	本	邪		葉	内	石		垣	瀬	兵	吉
勇	幾	伊		鹿	繁	宗		市	善		
太	平	平		造	太郎	三		太夫	太郎		
宮	牧	澤		山	松	稻		上	浅	清	瀬
嶋	井	田		本	岡	葉		田	貝	善	太郎
勝	惣	武		彌	國	安		磯	久		
右	右衛門	左衛門		右衛門	藏	藏		吉	藏		

第七號

次に工業税の歩合議案と等級議案をみれば次のようである。

明治三十九年四月六日提出

合橋村長 大石藤兵衛

合計
計參拾四人
廿九百參拾人

金久	卯之助	間 邪 浅 藏
大石	安兵衛	赤 尾 嘉 吉
計貳拾參人	拾 等	伊豆田 兼 留
喜旦	喜兵衛	日 足 カ め
岡新	伊 平	川戸 八左衛門
谷垣	安 平	福 富 喜平治
永井	大 石	井 上 民 藏
金久	大 石	大 石 重 藏
喜春	寅 造	藤原與三左衛門
岡三	大 石	大 石 重 藏
谷系	ふ で	森 脇 勇 造
南中	大 石	福 富 辨 造
田田	岩 藏	京 川 由 吉
日初	岩 藏	下 谷 吉 次
足日	野 世	小 田 春 藏
ます	鶴 繩	安 達 勘 藏
澤澤	岩 本	堀 口 藤太郎
田田	勘 藏	口 藤太郎
上井	西 し な	渋 谷 岩 藏
久上	浅 貝	小 田 春 藏
太郎	り い	下 谷 吉 次

明治三十九年度工業稅歩合議案

出石郡合橋村

明治三十九年四月一日現在人員七拾四人

一金四拾八圓拾錢 但四等地壹人二付平均六十五錢

計	六	五	四	三	二	一	等級
四	十一 五四	十一 三四	十一 五七	十一 二〇	十二 一二	八七	人員
	四〇	五〇	六六	八〇	九〇	一〇〇	歩合
	三四 九〇〇〇	四四 八〇〇〇	六四〇	七七〇	八七〇	九九七 〇〇	稅率
四四 九九 九六 〇二	五六 〇〇〇〇	木七 五〇〇〇	一一 九二 〇三	九八 木〇〇〇	一〇八 九〇〇〇	八七 〇〇〇〇	合計歩合
四八	五五	六六	九〇	九七	九〇	七六	合計金額
一〇〇	八六 五〇〇〇	二八 四〇〇〇	六七 一〇〇〇	二七 四〇〇〇	五四 七〇〇〇	六七九 〇〇〇〇	

但シ新タニ開業スルモノハ五等ノ課率ヲ以テ賦課ス
また、工業税等級議案は次のようであつて、この年の等級別の個人名が知られる。

明治三十九年度工業税等級議案

出石郡合橋村

壹等

横山源作

近本六郎右衛門

細川市造

仲田善四郎

田中和平

岡本惣右衛門

關口友吉

浅貝萬造

計八人

貳等

荒井宗右衛門

稻葉甚右衛門

澤原龜太郎

近本鶴造

谷口作造

渋谷萬吉

岸下平左衛門

土肥順吉

竹内繁太郎

井上甚兵衛

山田甚太郎

田中三善造

計拾二人

參等

永井重左衛門

永井角藏

太田善兵衛

森井幸太郎

關口岩平

間堀浅治郎

岸本源左衛門

中城茂平

杉山藤吉

田中三喜造

澤田幸右衛門

細川森吉

南田藤一郎

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

合計		六等						五等						四等						計拾貳人○						
谷	木	家	城	計	小	喜	久	浅	太	千	土	方	常	藏	計	原	彌	田	森	原	方	常	藏	計	貳人	
四 計拾 五人	四 人	系 木	岩 良	四 人	西 松	喜 旦	世 甚	貝 萬	太 田	千	土	方	常	藏	五 人	原 彌	彌	田	森	原	方	常	藏	四 人	四 人	
四 吉	人	永 吉	重 平	人	常 太郎	旦	甚	造	森 造	太 造	千	太	方	常	藏	七 人	原 吉	彌 吉	田 藏	森 藏	原 吉	方	常	藏	四 人	四 人
四 田	人	永 井	上 與	人	下 興	岸 本	近 源	宮 山	杉 山	千	太	方	常	藏	七 人	原 吉	彌 吉	田 藏	森 藏	原 吉	方	常	藏	四 人	四 人	
四 藤	人	安 吉	與 平	名 治	三 名治	井 源	岸 藏	松 吉	藤 吉	太 吉	太 吉	太 吉	太 吉	太 吉	七 人	原 吉	彌 吉	田 藏	森 藏	原 吉	方	常	藏	四 人	四 人	
四 大	人	系 石	松 谷	人	竹 井	赤 尾	金 久	竹 內	近 本	太 下	太 下	太 下	太 下	太 下	七 人	原 吉	彌 吉	田 藏	森 藏	原 吉	方	常	藏	四 人	四 人	
四 石	人	助 藤	藏 岩	人	力 藤	尾 廣	久 廣	內 兵	宮 岡	太 秀	太 太郎	太 太郎	太 太郎	太 太郎	七 人	原 吉	彌 吉	田 藏	森 藏	原 吉	方	常	藏	四 人	四 人	
四 坪	人	瀧 木	杉 本	人	杉 政右衛門	糸 谷	赤 尾	多 根	宮 岡	太 後	太 駒	太 駒	太 駒	太 駒	七 人	原 吉	彌 吉	田 藏	森 藏	原 吉	方	常	藏	四 人	四 人	
四 中	人	森 庄	乙 吉	人	松 松	重 平	安 吉	榮 藏	宮 岡	太 駒	太 駒	太 駒	太 駒	太 駒	七 人	原 吉	彌 吉	田 藏	森 藏	原 吉	方	常	藏	四 人	四 人	
四 中	人	森 い	脇 田	人	竹 藤	内 次	清 豊	民 吉	宮 岡	太 駒	太 駒	太 駒	太 駒	太 駒	七 人	原 吉	彌 吉	田 藏	森 藏	原 吉	方	常	藏	四 人	四 人	
四 中	人	森 田	い と	人	千 次郎	千 造	水 吉	兵 衛	宮 岡	太 駒	太 駒	太 駒	太 駒	太 駒	七 人	原 吉	彌 吉	田 藏	森 藏	原 吉	方	常	藏	四 人	四 人	

合計 七拾四人

明治三十九年四月六日提出

合橋村長 大石藤兵衛

また、雜種税の等級議案は次のようである。

第八號

明治三十九年度雜種税等級議案

出石郡合橋村

明治三十九年四月一日現在人員八人

金 六 圓

但シ四等地年稅金一人二付七拾五錢

日 足 市太郎	日 足 三太郎	上 田 定太郎	日 足 りゆう
近 本 萬 吉	山 本 清 藏	宮 田 ふ き	近 本 清 藏
計 八 人			

但シ新タニ開業スルモノアルトキハ四等地ノ平均額ヲ以テ賦課ス

明治三九年四月六日提出

合橋村長 大石藤兵衛

高橋村の場合と一年おくれるが、もしこれらの県稅雜種税が、理髮人に課せられたものとするならば、高

橋村でみたと同様、合橋村におけるその分布を知ることができる。これらが実在の人であつただけに、その後の世代の変遷を通じて、村の地図と同様その歴史をも知ることができよう。

12、公有林整理のための調査

明治九年から一〇年にかけて地券が交付されたが、山林関係の官有区分地券交付事業は難航した。明治一〇年地価税率は百分の三から、百分の二・五に引下げられた。しかし、明治政府の最大の財源となつた地価税の基準地価を引上げる動きがあり、これに対する地主、農民等の反対が起ると同時に、地価再調査の運動が起つた。但馬でも豊岡県時代に実施された地価を再調査し修正しようとする動きが高まつた。

これら、山林原野の再調査のための「山岳地等調査委員」が選挙され、一〇月に淀精門、兼井八十次、太田吉右エ門、井上伝左エ門、国村又右エ門、西村助太夫、野村伊助の委員が選ばれたが、一一月に總辞職願を郡長に提出、一二月書面を返戻されている。しかし、播磨国の調査が二年もかかっているので、出石郡でも以前のような地租改正の仕損じを繰り返さないよう調整ができるだけ延そうとする動きがあつた。そして明治一四年になると六月郡下でも地租改正再調査の請願が多くなり、旧豊岡県全管地区再調査要領が定められた。この要領は一二章に分かれ、地主総代人選挙のこと、地図作成のこと、郡内に組合村を定め、そのうちに模範村をつくること、村位等級を定めること等が詳しく定められていた。要するに一〇村ないし一五山村を一組とし、組の中で上中下の模範村を選び、田畠、宅地等を一筆調査し、その上相互の比較表をつくり、村位等級を定めた上で郡間の相互の比較を行い、全郡全村全字の一筆毎に地価を等定し直そとするものであつた。

但東町では山林原野の整理は重要な問題であった。

13、山村の林野行政

このような官有区分と山地券の交付等林野制度の変革自体は、地租改正の一環としての林野の私的所有権の確認の動きではあった。しかし、幕末期既に林業が農民的商品生産の場となっていた地帯と、然らざる地帯では事情は異なるが、商品化の進んでいた地帯では、私的所有の分解、大山林所有地主を生んだし、商品化のおくれた地帯では、地租金納等のため私有化が敬遠され、逆に官有地・国有地に編入され、その共有地をも收回された地帯が多い。所有権の明らかでないものは国有地とされたからである。但東町はその両者の中間にあり、大山地主も発生しなかつたが、小農の自給的再生産のため不可欠の共有林は入会林・部落有林として残され、明治四〇年代以降の町村有編入への新しい行政措置の対象となつた。その一部は但馬牛の放牧場として利用され、一般には採草、薪炭材の入会地として利用されるようになつた。全国的に旧役山、宮山は宮座と共に明治五年に解体されたが、これらを受ついで旧藩時代から大山林地主となつたものもあり、それら地主は伐木、伐出作業や育林労働に多くの労働者を雇入れた。また、山から材木問屋までの筏差し、谷出し、筏作りなどの労働力も多く雇われた。旧丹波の山地主の文書ではこれらの労賃を米に換算すると、凡そ一日米三升程度であつた。そして明和元年(一七六四)他国からの出稼ぎを禁止した「覚」書の中には、「近年丹後・但馬・若狭等から山稼ぎの者多くなり、材木運送貨を持って行くので、遠方者を雇うこと堅く停止相きめ候」という文書も残っている。(岡光夫著「村落産業の史的構造」五〇五頁)

当時の山村の行政のうち、林野行政は重要な地位をしめていた。一つは積極的に村として山林を買入れ、

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

植林し、紀念林とするような施策であり、他は入会林等をめぐる紛争の解決処理という消極的な、しかし重要な行政であつた。二一三の事例をみよう。

高橋村の記念林設置

高橋村には次の文書が残つてゐる。

記念林設置ニ付山林買入案

高橋村之内後村

字畠谷六拾八番

地主

一、山林壹町壹反四歩

石坪久五郎

地價壹円八拾參錢

此代金壹百拾圓

一、高橋村有ニ買入

一、代金ハ登記済ノ上支拂ス

一、買入代金支辨ノ方法ハ高橋村ノ負担トス

明治三十八年四月廿日提出

高橋村長 淀 徳太郎

理由

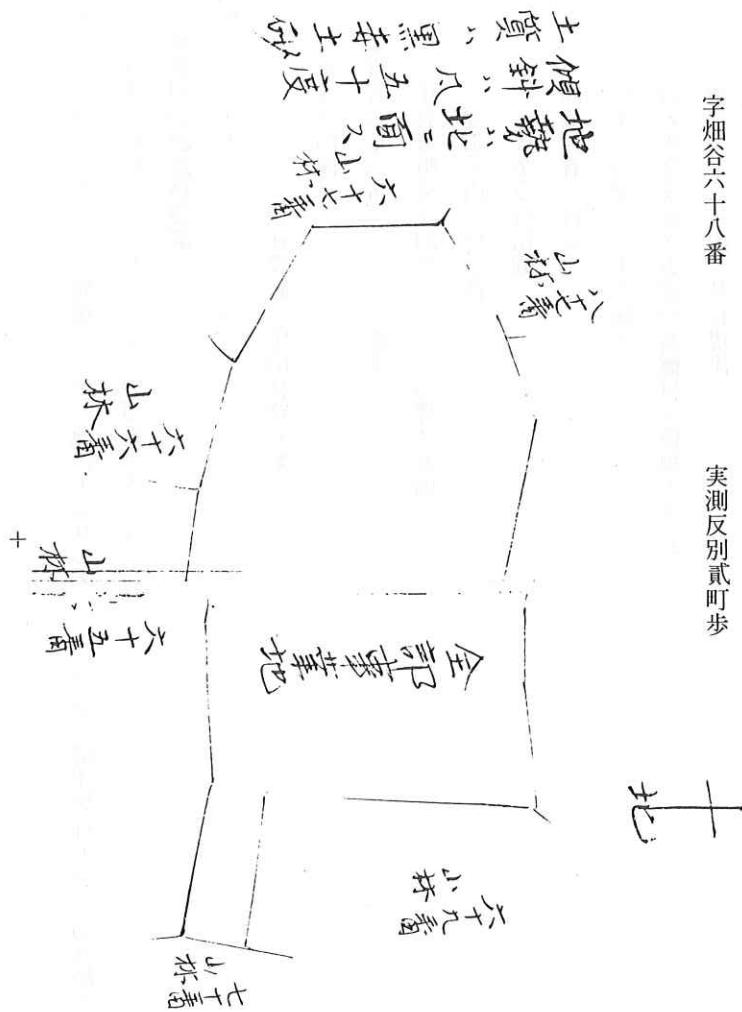
近來村税ハ年ヲ遂テ相嵩シ之レ、即チ世運ノ進歩ニヨリ将来ニ於テモ尚村税ノ増加ハ自然ノ趨勢ニシ

テ免ルベカラス故ニ今ヨリ基本財産ヲ設ケ數十年後村税負担二伴ワシメントス因テ戰時記念林設置ノ必要ヲ認メ山林ヲ買入ントスル所以ナリ

高橋村之内後村

字烟谷六十八番

実測反別貳町歩



第七號

記念林植樹施行案

造林ノ目的利用方法

第一條 高橋村有ノ別紙圖面ニ示ス山林見込反別貳町歩戰時記念ノ為メ改良蕃殖ヲ目的トシ本年度ニ於テ縣費ノ補助ヲ請ヒ杉檜ヲ植付ケ以テ基本財産トス

植樹方法

第二條 林相ヲ為スベキ見込地ニ對シ壹坪ニ付壹本半植トナシ下部凡一千坪ハ杉苗ノミトシ其他ハ杉檜混植シ總數杉六千本檜三千本ヲ植付クルモノトス

補植方法

第三條 植付ノ翌年村長実地ヲ調査シ苗ノ枯レタル場所ニ補植スルモノトス

手入方法

第四條 植付ノ年ヨリ五ヶ年間毎年二回雜草ヲ刈採リ十ヶ年毎ニ下枝伐ヲ為スモノトス

保護方法

第五條 每年一回以上村長実施調查ヲ為シ手入及損木ノ拔伐ヲナシ十五ヶ年ノ後ニ至レバ時々間伐ヲナシ之ヲ保護ス

伐採方法及年限

第六條 伐採ハ之ヲ二分シ其一部分宛ヲ皆伐シ直チニ苗木ヲ植付クルモノトス

第七條

禁伐年限ハ五十年トス

経費豫算及財源

第八條 本事業ニ関スル豫算ハ別紙ノ通り其財源ハ補助費ノ外高橋村ノ負担トシ豫算ニ編入ス
明治三十八年四月廿日提出

高橋村長 淀 徳太郎

図表49 明治三十八年度植樹費豫算書

計						郡	出石郡	村	高橋村	大字	後村	字	畠谷	樹種	面積	坪	種目	數量	単價	金額
	杭	測量人夫	植付人夫	地捲人夫	苗木	苗木	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	三〇人	三〇〇	三〇〇	三〇〇	杉	面積	坪	種目	數量	単價	金額
	一五本	四	六〇	三〇人	三〇〇	三〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	四、五〇〇	四、五千本二付	二一〇〇	二一〇〇	二一〇〇	杉	面積	坪	種目	數量	単價	金額
	三〇一本二付	三〇〇	三〇〇	三〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	二七〇〇〇	二七〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	杉	面積	坪	種目	數量	単價	金額
七六六五〇	四五〇	一二〇〇	一一〇〇	一一〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	二七〇〇〇	二七〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	杉	面積	坪	種目	數量	単價	金額

14、入会林紛争問題

既に見たように但東町は山林面積一万三四〇〇町歩にも及び、その入会林問題は明治初期より問題となつてゐた。とくに明治四〇年「森林法」発布以来、これが紛議の解決と經營管理に万全を期すため郡役所に、林業技術員をおき調停・管理区分の合理化等に当たらしめた。このうち郡長の調停した主なものは次のようであつた。

明治四三年中

一、資母村坂野及中山部落の入會山林

一、同 村木村及太田部落の入會山林

一、同 村奥赤花及赤花部落の入會山林

大正二年中

一、高橋村清瀧外三部落入會山林

これ等の紛争調停の経緯はそれぞれ部落等に現存していると思われ、今後の里山開発、山林開発問題抬頭の際参考となるものと思われるが、その詳細な資料はそれを見ることはできなかつた。

第三節 但東町の明治教育史

一、「学制」発布以前の教育

どのようにして但東町の教育が始まったか、それは、推測する以外に伺い知ることはできないが、但東町が今、現にここにある。ということは、遠い父祖たちが、それぞれの子どもを、願いをこめて産み育て続けてきたということを証明する何ものにも優った証拠といえるのではないだろうか。

おそらく、親々が、身を以つて、自分の生きざまの総てをひっさげて子に教え、自分たちをのり超えて進んでくれるようにと、念じ続けてきたものであろう。山々にこぶしの花が咲いたら何の種子を播くのだぞ、つつじの花が咲いたら、何の用意をしておくのだぞ……と、それぞれの失敗をふり返っては、再び失敗を繰り返さないように、ありつたけの知恵と技術を、わが子に教えてきたのであろう。

住みつく人々、血縁の人々がふえるにつれて、一人ではできないことが、お互いが心と心を結び、手つなぎあうことによつてできるという知恵も生みだされ、手をつなぎあつてお互いの暮らしを守り、暮らしをより豊かな楽しいものにするための、育てあい、学びあいの教育も生みだされたのではないだろうか。今日、但東町に生きている風俗や習慣、気風といったようなものの底には、父祖たちの教育の名残りが、今も生きているのではないだろうか。